

～お申し込みの流れ～

混み入っている物件のローン控除(還付)などについては
受付を遠慮いたしております。

ホームページにある『住宅ローン控除のご案内』に記載されている書類をご用意ください。

書類が揃いましたらお早めに 税理士法人ときわ までご送付ください。
(送付前のご連絡は必要ありません。ご質問・ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。)

書類到着順に受付となり、順番にお手続きさせていただきます。
(1月4日から3月10日までにご送付ください。)

不備がないかぎり、こちらからのご連絡はありません。
書類到着、ご入金確認等のご連絡が必要なお客様は、送付書類と一緒に
ご要望をお書きいただいたものをご同封ください。

申告費用をお振込みください。

(医療費控除、ふるさと納税、物件購入時に贈与をうけている等
単純な控除以外の要件がある場合には別途料金となりますので
事前にお問い合わせください。)

弊社にて申告書を作成し、税務署へ提出いたします。
申告が完了しましたら、「還付金のお知らせ」と「申告書の控え」をご郵送
いたします。(3月下旬頃より順次ご送付)

10月頃に、税務署から翌年分以降の控除証明書が送付されます。
その控除証明書を毎年、年末調整時期に会社へ提出することとなります。

認定住宅等の必要書類のご案内

申告に必要ですので、次の書類をご準備ください。
(下記の不足書類についてはハウスメーカーへお問合せください。)

	書類の名称	※チェック
認定長期 優良住宅	イ.長期優良住宅建築等計画等の認定通知書【コピー】 (計画の変更の認定を受けた場合は、 変更認定通知書のコピー 、 認定計画実施者の地位の承継があった場合には 地位の承継に係る承認通知書のコピー も 併せて必要となります。)	
	ロ.市区町村の住宅用家屋証明書【コピー】又は 建築士等の認定長期優良住宅建築証明書【原本】 (長期優良住宅建築等計画等の認定通知書の区分が「既存」である場合は、ロの書類は提出不要 です。)	
低炭素住宅	イ.低炭素建築物新築等計画の認定通知書【コピー】 (計画の変更の認定を受けた場合は、 低炭素建築物新築等計画変更認定通知書のコピー 、 認定計画実施者の地位の承継があった場合には 地位の承継に係る承認通知書のコピー も 併せて必要となります。)	
	ロ.市区町村の住宅用家屋証明書【コピー】又は 建築士等の認定低炭素住宅建築証明書【原本】	
低炭素住宅 とみなされる 特定建築物 の場合	市区町村の特定建築物用の住宅用家屋証明書【原本】	
ZEH水準省エネ住宅 又は 省エネ基準適合住宅	建築士等の住宅省エネルギー性能証明書【原本】又は 登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書【コピー】	

柏市柏6-1-1流鉄柏ビル6階
税理士法人 ときわ
窪木事務所

電話番号04-7164-2828
FAX 04-7164-3050